

西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務に係る
企画提案競技実施要領

1 趣旨

本市では、高齢者が医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続できるように、地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護の提供を支援することを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第4号の厚生労働省令で定める事業の一部について西宮市在宅療養相談支援センター運営事業（以下「本事業」という。）として業務委託により実施している。

本事業の実施にあたり、西宮市在宅療養相談支援センター（以下「センター」という。）を2（2）に記載の公募対象圏域内に1箇所設置することとしている。センターの運営には、高度な専門知識と経験を要することから、業務受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募のうえ、企画提案競技の実施による選考を行い、業務遂行能力に優れた受託候補者を選定するものである。

2 一般事項

(1) 名称

「西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務」に係る企画提案競技

(2) 公募対象圏域

圏域名称	該当地域（住所）
中央圏域	相生町、江上町、大井手町、大谷町、御茶家所町、霞町、神垣町、菊谷町、木津山町、久出ヶ谷町、雲井町、越水町、寿町、郷免町、桜谷町、清水町、城ヶ堀町、城山、末広町、高塚町、千歳町、津田町、常磐町、殿山町、中須左町1番～8番、中前田町、南郷町、西田町、羽衣町、櫛塚町、平松町、深谷町、分銅町、松生町、松ヶ丘町、松園町、満池谷町、室川町、安井町、柳本町、若松町、朝風町、池田町、石在町、今津大東町、今津久寿川町、今津社前町、今津巽町、今津出在家町、今津西浜町、今津二葉町、今津真砂町、今津水波町、今津港町、甲子園綱引町、甲子園洲鳥町、甲子園高潮町、染殿町、津門川町、津門住江町、浜松原町、東浜町、東町、松原町、用海町、与古道町、荒戎町、泉町、市庭町、今在家町、大浜町、神楽町、上葎原町、川添町、川西町、川東町、久保町、鞍掛町、産所町、下葎原町、社家町、建石町、田中町、戸田町、中浜町、中葎原町、西宮浜、西波止町、馬場町、浜町、浜脇町、堀切町、本町、前浜町、松下町、宮西町、宮前町、屋敷町、弓場町、六湛寺町、和上町

(3) 主催者

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 福祉のまちづくり課

(4) 受託候補者選定方法

公募型プロポーザル方式により企画提案書等を求め、本市が定める選定評価基準に基づき総合的に評価・審査し、受託候補者を選定する。

(5) 委託業務内容等

別紙「西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(6) 業務実施期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

ただし、契約は単年度とし、令和4年度以降の契約については、それぞれの年度の予算が本市議会で議決された場合にのみ締結する。

なお、本市がセンターの運営状況に問題があると判断した場合には、業務実施期間中であっても契約を更新しないことがある。

(7) 委託予定額

年額9,897千円（消費税非課税）

(8) スケジュール

公募開始（ホームページへの掲載）	令和2年10月9日（金）
実施要領に対する質問受付	令和2年10月23日（金）
参加申込書の提出期限	令和2年10月30日（金）
選定通知兼提案依頼書の送付	令和2年11月6日（金）
企画提案書の提出期限	令和2年11月27日（金）
選考結果の通知	令和3年1月中旬頃（予定）
開設準備	令和3年1月中旬頃～（予定）
契約締結、センター開設	令和3年4月1日（予定）

3 応募要領

(1) 参加資格要件

企画提案競技による選考への参加を希望する者は、令和2年10月1日現在で、次に掲げる資格要件のすべてを満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 本市から指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしていないこと。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- カ 個人情報保護について、関係法令を遵守し、適切な保護措置を講ずる体制を整備している者であること。
- キ 西宮市在宅療養相談支援センター委託先選定基準要領第3条に定める選定基準を満たしていること
- ク 別添仕様書で定める委託業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

(2) 参加申込手続

①提出書類

- ア 参加申込書（様式1号）
- イ 申立書（様式2号）
- ウ 法人概要（様式3号）
- エ 法人の定款
- オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本 ※発行後3ヶ月以内
- カ 法人の財務状況に関する書類（貸借対照表、損益計算書） ※直近1年分
- キ 法人の個人情報保護体制（様式4号）

②提出部数

1部（正本）

③提出方法

④の提出期間内に提出書類を持参（ただし、土曜日、日曜日及び休日並びに執務時間（午前9時から午後5時30分まで）外は受付不可）または郵送（提出期限までに必着）。

④提出期間

令和2年10月9日（金）～令和2年10月30日（金）

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(3) 質問受付等

本実施要領の内容について質問がある場合は質問書（様式8号）を提出すること。

①提出期限

令和2年10月23日（金）

②提出方法

質問書を電子メールにて福祉のまちづくり課まで提出。

メールの件名は「質問書の提出について」とすること。

※電話、FAX、来庁による口頭質問は受け付けない。

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

③回答方法

質問者に対し電子メールにより行うほか、市ホームページで公開する。

(4) 提案者の選定と提案依頼

主催者は、参加申込書等を提出した者のうち、参加資格要件を満たす者を提案者として選定し、提案者にその旨を通知するとともに企画提案書の提出を依頼する。

なお、参加資格要件を満たさず、提案者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨及び理由を通知する。

(5) 企画提案書等の作成要領

①提出書類

提案者は、以下の書類を提出期限までに作成し、提出するものとする。

ア 受託にあたっての基本方針（様式5号）

イ 設置・配置計画書（様式6号）

ウ 業務実施計画書（様式7号）

②提出部数

7部（正本1部、副本6部）

③用紙の大きさ

A4版またはA3版とし、左側2箇所ホッチキス綴じ（A3版は折り込み）

④匿名性の確保

副本については、匿名性を確保するため、提案者の名称等、提案者を特定できる内容についてはマスキング（匿名化）処理を行うこと。

⑤提出方法

⑥の提出期間内に提出書類を持参（ただし、土曜日、日曜日及び休日並びに執務時間（午前9時から午後5時30分まで）外は受付不可）または郵送（提出期限までに必着）。

⑥提出期間

令和2年11月9日（月）～令和2年11月27日（金）

※提出期限を過ぎたものは一切受け付けない。

(6) 費用負担

本企画提案競技に関して提案者が必要とした費用は、全て提案者の負担とする。

- (7) 提出書類の取扱い
提出書類は返却しないものとする。

4 選考及び審査等

(1) 選定委員会の設置

受託候補者の選定を行う機関として市職員で構成する西宮市在宅療養相談支援センター運営事業委託業務に係る企画提案競技受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選考方法

提出された書類の内容に基づき選考を行う。

(3) 審査項目

受託候補者を選定するための審査項目は、次に掲げるとおりとし、選定評価基準は別に定める。

審査項目		該当様式等	配点
法人に関する事項	①法人の経営の安定性	法人の財務状況に関する書類 法人概要（様式3号）	10点
	②法人の個人情報保護体制	法人の個人情報保護体制（様式4号）	5点
業務の実施に関する事項 （企画提案事項）	③受託にあたっての基本方針	受託にあたっての基本方針（様式5号）	20点
	④業務開始に向けた工程管理	設置及び配置計画書（様式6号）	10点
	⑤業務推進体制	設置及び配置計画書（様式6号）	25点
	⑥業務の実施計画	業務実施計画書（様式7号）	30点

(4) 審査方法

選定委員会は、提案者の名称が匿名化された企画提案書で評価する。選定委員会の評価は、選定評価基準に基づきすべての審査項目について数値化して実施し、各委員の評価点の平均値をもって提案者の評価点とする。審査には選定審査表を用いる。

(5) 受託候補者の選定

最も評価点の高い企画提案書を受託候補者として選定する。ただし、最高評価点の者が複数の場合は、審査項目のうち業務の実施計画について評価点が高い者を受託候補者として選定する。

(6) 選定結果の通知

選定委員会は、受託候補者に対し、受託候補者に内定した旨を通知する。また、選定委員会は、不採用と決定した企画提案書の提出者に対しては、不採用の旨を通知する。

なお、選考の理由、選考結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

(7) 失効及び無効

受託候補者が次に掲げる事由に該当した場合、受託候補者への内定の効力は失効し、評価順位が次順位のものを受託候補者となる。

ア 契約締結までの間に参加資格要件を有しなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、又は企画提案書の内容に関する重大な変更があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

エ その他市民の疑惑や不信を招くような行為があったと認められる場合

オ 契約締結までの間に受託候補者が受託を辞退する旨を申し出た場合

この場合は、辞退の理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

(8) 受託候補者決定後の辞退について

受託候補者に決定された後に受託候補者の責めに帰すべき理由により辞退があった場合は、次回公募の参加資格を失うものとする。

5 その他注意事項

(1) 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（任意様式）を持参または郵送にて速やかに提出すること。

(2) 企画提案書等の提出は、提案者1者につき1件のみとする。

(3) 企画提案書等の提出後の提出書類の差し替え及び追加等は原則認めない。ただし、本市の判断により、記載内容確認のため補足資料の提出を求めることがある。

(4) 開設準備及び設備要件等について

受託候補者は、令和3年4月1日よりセンターの開設ができるよう、下記の開設準備を事前に行うこと。なお、開設準備にかかる経費は受託候補者の負担とする。

ア 事務机・椅子、センターで専用利用できるパソコン、電話、ファクシミリ及びその他必要な事務機器を設置すること。

イ インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。

ウ 設置及び配置計画書（様式6号）に記載した従事予定者に変更が生じる場合は、書面により市へ報告し、開設日までに市の承認を得ること。

(5) 業務の引継ぎについて

ア 受託候補者が本事業を現在受託している法人ではない場合、業務の移行を円滑に行うため、本事業を現在受託している法人と協議、調整して業務全般にわたる引継ぎを開設日までに行うこと。

イ 受託候補者が本事業を現在受託している法人ではない場合、受託候補者において関係機関等に対して、設置場所、業務の引継ぎ等について十分な説明を行い、理解を得られるように最大限の配慮をすること。

ウ 業務の引継ぎに必要な経費は、受託候補者が負担すること。

6 各種書類の提出先及び問合せ先

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 福祉のまちづくり課 担当：松田、松崎

〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

TEL：0798-35-3292

e-mail：fukumachi@nishi.or.jp